**令和元年台風第19号に伴う雇用保険の特例措置に関するＱ＆Ａ**

（令和元年11月１日版）

　令和元年台風第19号に伴い、激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置等を実施しているところです。

　このＱ＆Ａには、当該特例措置等に関する考え方や取扱いを記載しておりますので、ご参照いただければと考えております。

　なお、個別の事案ごとの具体的な取扱いやご相談は、お近くの[都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）](http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html)にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

**【目　次】**

　雇用保険の特例措置などに関する取扱いについて

＜個人向けＱ＆Ａ項目一覧＞

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ１ | ・　雇用保険の基本手当を受給していますが、令和元年台風第19号により、失業の認定日にハローワークに行くことができません。どうすればよいのでしょうか。 |
| Ｑ２ | * 令和元年台風第19号により交通手段が遮断されており、住所を管轄するハローワークに行くことが難しいのですが、どうすればよいのでしょうか。 |
| Ｑ３ | ・　雇用保険の特例措置に関する相談をするためには、必ずハローワークに行かなければならないのでしょうか。 |
| Ｑ４ | ・　令和元年台風第19号により、求職活動を行うことができなかったのですが、雇用保険の基本手当は受給できないのでしょうか。 |
| Ｑ５ | ・　「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）とがありますが、これらの措置内容について教えてください。 |
| Ｑ６ | ・　雇用保険の特例措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に書類などが何もない場合、何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。 |
| Ｑ７ | * 事業主と連絡がつかず、「雇用保険被保険者休業票」が発行されません。どうすればよいのでしょうか。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ８ | * 「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）について、雇用保険の基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額を教えてください。 |
| Ｑ９ | * 「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）又は、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）を利用して、基本手当を受給したら、これまでの雇用保険の被保険者期間はどうなりますか。 |
| Ｑ10 | ・　激甚災害法の指定を受けた地域内において給付制限期間の短縮がされる措置内容について教えてください。 |
| Ｑ11 | * 休業中にボランティアをした場合、基本手当の受給はどうなりますか。 |
| Ｑ12 | ・　事業主から事業再開までの間、事業所は休業するため、自宅待機を命じられ、その間、休業手当の支払いもないのですが、どうすればよいのでしょうか。 |
| Ｑ13 | ・　雇用保険の基本手当は、例えば１か月でどの程度もらえるのか、だいたいの金額でもいいので教えてください。 |

＜事業主向けＱ＆Ａ項目一覧＞

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ１ | ・　令和元年台風第19号による災害が激甚災害の指定を受けましたが、従業員が「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）を受けるために、事業主はどのような手続を行わなければならないのですか。 |
| Ｑ２ | ・　「雇用保険被保険者休業証明書」は、どこで入手ができますか。 |
| Ｑ３ | ・　「雇用保険被保険者休業証明書」の提出にあたっては、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類なども提出する必要があるのですか。  また、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類が用意できない場合には、手続を行うことはできないのですか。 |
| Ｑ４ | ・　事業所が被災等したため、事業所管轄のハローワークで手続を行うことが困難なのですが、提出先のハローワークを変更することは可能ですか。  また、本社等が被災等した事業所に代わって、手続を行うことは可能ですか。 |
| Ｑ５ | ・　「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）の対象となる事業所は、激甚災害法の指定を受けた地域にある事業所が事業を休業・廃止している場合に限られるのですか。 |
| Ｑ６ | ・　激甚災害法の指定を受けた地域にある本社が令和元年台風第19号により休業し、指定を受けていない地域にある支店が（災害の影響は受けていないものの）本社が休業したことにより休業するに至った場合、支店の従業員はこの雇用保険の特例の対象となりますか。 |
| Ｑ７ | ・　労働者派遣事業を行っている事業所について、派遣元事業所は令和元年台風第19号の影響を受けなかったものの、激甚災害法の指定地域にある「派遣先事業所」が仕事ができなくなりましたが、「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）の対象となりますか。 |
| Ｑ８ | ・　事業所の一部が令和元年台風第19号により休業したが、休業した労働者は全員ではなく、一部の労働者であった場合には、「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）の対象となりますか。 |
| Ｑ９ | ・　「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）について、令和元年台風第19号により休業した場合に雇用保険の基本手当が支給されますが、この「休業開始日」はいつになりますか。 |
| Ｑ10 | ・　普段電子申請を利用しており、「雇用保険被保険者休業証明書」も電子申請で提出したいのですが。  （<https://www.e-gov.go.jp/shinsei/news/mhlw/info/20191031191710.html>） |
| Ｑ11 | ・　従業員が「災害救助法の雇用保険の特別措置」（一時的に離職する  場合の特別措置）を受けるためには、どのような書類が必要ですか。 |
| Ｑ12 | ・　「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に  離職する場合の特別措置）の手続をするためには、必ず「事業所の  所在地を管轄するハローワーク」に行くことが必要なのでしょうか。 |
| Ｑ13 | ・　激甚災害法の指定を受けた地域外は、「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）及び「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）の対象にならないのでしょうか。 |
| Ｑ14 | ・　短期間でも、「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する  場合の特例）又は「災害救助法の適用地域における雇用保険の  特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）を利用できますか。  また、労働者に説明することはありますか。 |

＜個人向けＱ＆Ａ回答＞

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ１ | ・　雇用保険の基本手当を受給していますが、令和元年台風第19号により、失業の認定日にハローワークに行くことができません。どうすればよいのでしょうか。 |
| Ａ１ | 令和元年台風第19号により所定の認定日にハローワークに来所できない場合は、認定日の変更が可能です。  事前の申出ややむを得ない理由を証明する書類は不要です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ２ | ・　令和元年台風第19号により交通手段が遮断されており、住所を管轄するハローワークに行くことが難しいのですが、どうすればよいのでしょうか。 |
| Ａ２ | 令和元年台風第19号により住居所を管轄するハローワークに行けない場合は、他のハローワークでも手続が可能ですので、来所可能なハローワークにお越しください。  ハローワークの一覧は[こちら](http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html)（http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html）です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ３ | ・　雇用保険の特例措置に関する相談をするためには、必ずハローワークに行かなければならないのでしょうか。 |
| Ａ３ | 電話による相談も行っております。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ４ | ・　令和元年台風第19号により、求職活動を行うことができなかったのですが、雇用保険の基本手当は受給できないのでしょうか。 |
| Ａ４ | 令和元年台風第19号に伴うやむを得ない理由により予定していた活動ができなかった場合は、求職活動実績がなかったとしても、雇用保険の基本手当の受給が可能ですので、失業の認定日にその旨をハローワークの担当者にお伝えください。  なお、やむを得ない理由を証明する書類は不要です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ５ | ・　「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）とがありますが、これらの措置内容について教えてください。 |
| Ａ５ | 「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）とは、激甚災害法の指定を受けた地域の事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方が、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できるというものです（通常は離職していなければ受給できません）。  「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）とは、災害救助法の適用を受けた地域の事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できるというものです（通常は再雇用が予定されていれば受給できません）。  なお、本特例措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。  このため、本特例措置制度を利用後、再び離職された場合については、本特例措置制度を利用後、離職の日以前２年間に12か月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特例措置制度を利用後、離職の日以前１年間に６か月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合があるほか、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が５年間必要）、「育児休業給付」（被保険者期間が１年間必要）及び「介護休業給付」（被保険者期間が１年間必要）等の受給にも影響が出る場合があります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ６ | ・　雇用保険の特例措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に書類などが何もない場合、何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。 |
| Ａ６ | 「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）の対象者については、勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」を、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）の対象者については、勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」が必要です。  また、マイナンバーカード等の個人番号確認書類・身分証明書、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦３ｃｍ、横２.５cm）（※）が必要です。  ※マイナンバーカードを手続きの都度、御提示いただける場合は不要。  なお、確認書類がない場合でも、本人の申出等で手続ができますので、まずは、ハローワークに相談ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ７ | * 事業主と連絡がつかず、「雇用保険被保険者休業票」が発行されません。どうすればよいのでしょうか。 |
| Ａ７ | 事業主と連絡がつかず、手続が進められない場合でも、本人の申出等により、手続を進めていただくことができますので、まずは、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局に相談してください。  なお、その際には、給与明細や賃金振込が確認できる通帳など、できるだけ就業時の状況が分かるような書類があれば、相談やその後の手続を円滑に進めることができます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ８ | ・　「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）について、雇用保険の基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額を教えてください。 |
| Ａ８ | 雇用保険の基本手当の受給資格を得るには、通常、雇用保険の被保険者期間が離職日前２年間に12 か月以上必要ですが、本特例措置制度については、休業日（離職日）前１年間に雇用保険の被保険者期間が６か月以上あれば、その他の要件を満たす場合、受給ができます。  受給できる期間についても、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた場合等（特定受給資格者等）と同じく手厚い給付日数となります。また、所定の給付日数が終了しても復帰できない場合は、原則60日間（給付日数が330日と270日の場合は30日）の給付延長があります。  [受給できる期間](https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_benefitdays.html)  （https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance\_benefitdays.html）、  [受給できる額](https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_basicbenefit.html)（リンク先ページの中段に「支給額」の記載があります）  （https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance\_basicbenefit.html）について、詳しくはＨＰをご覧ください。  その他、詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ９ | * 「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）又は、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）を利用して、基本手当を受給したら、これまでの雇用保険の被保険者期間はどうなりますか。 |
| Ａ９ | 本特例措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。  このため、本特例措置制度を利用後、再び離職された場合は、本特例措置制度を利用後から離職の日以前２年間に12か月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特例措置制度を利用後、離職の日以前１年間に６か月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合があるほか、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が５年間必要）、「育児休業給付」（被保険者期間が１年間必要）及び「介護休業給付」（被保険者期間が１年間必要）等の受給にも影響が出る場合があります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ10 | ・　激甚災害法の指定を受けた地域内において給付制限期間の短縮がされる措置内容について教えてください。 |
| Ａ10 | 激甚災害発生時点で災害救助法の指定地域に居住していた方又は災害救助法の指定地域以外の激甚災害法の指定地域に居住している（いた）方で、地方公共団体で発行する被災に関する証明書（罹災証明書、被災証明書等）により被災が証明できる方は給付制限期間が３か月から１か月に短縮されます（ただし、激甚災害発生日時点で待期満了後１か月を経過している方は、激甚災害発生日以後給付制限が解除されます。）。  このため、待期満了後１か月が経過した場合は、ハローワークから指定された認定日に関わらず、速やかにハローワークにご来所ください。  　また、上記に該当する方であって、激甚災害発生日以後雇用保険の手続をされる方は、待期満了後１か月経過後から、失業の認定を受けることができますので、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ11 | * 休業中にボランティアをした場合、基本手当の受給はどうなりますか。 |
| Ａ11 | ボランティア活動を行う場合でも、就職の意思・能力があり就職活動の実績があれば、基本手当の受給は可能です。（有償の場合、基本手当が減額される場合があります。）  ボランティア活動のため失業認定日に来所できない場合は、失業認定日の変更も可能です。  なお、休業事業所から作業を依頼された場合でも、次のいずれにも該当する「ボランティア」であれば、基本手当が受給できます。  ①作業依頼を拒否することができること  ②作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること  ③有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼  　のみであること  詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ12 | ・　事業主から事業再開までの間、事業所は休業するため、自宅待機を命じられ、その間、休業手当の支払いもないのですが、どうすればよいのでしょうか。 |
| Ａ12 | 休業中に事業所から休業手当の支払いがない方については、事業所がハローワークへ休業票を提出し、その休業票を本人がハローワークに提出することで、激甚災害法の雇用保険の特例の対象となり、雇用保険の基本手当を受給できる場合がありますので、事業所とよく相談してください。  なお、事業所が、当該制度についての詳細を知らない場合は、事業所からハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせいただくようお伝えください。 |
| Ｑ13 | ・　雇用保険の基本手当は、例えば１か月でどの程度もらえるのか、だいたいの金額でもいいので教えてください。 |
| Ａ13 | 正確な金額はハローワークにご提出いただく離職票や休業票に基づき計算しますが、給与の総支給額（保険料等が控除される前の額。以下同じ。賞与は除きます。）により、概ね以下のとおりです。  平均して月額15万円程度の場合　支給額は月額11万円程度  平均して月額20万円程度の場合　支給額は月額13万円程度  平均して月額30万円程度の場合　支給額は月額16万円程度   * + 離職前の年齢、賃金により、給付率は45％～80％になります。   + 給付額は上限があり、年齢により日額6,815円～8,335円（令和元年８月１日から令和２年７月31日までの場合。）です。   + 雇用保険の基本手当は非課税です。   + 失業認定日の約７日後にハローワークに登録した銀行（郵貯）口座に振り込みます。   [受給できる期間](https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_benefitdays.html)  （https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance\_benefitdays.html）、  [受給できる額](https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_basicbenefit.html)（リンク先ページの中段に「支給額」の記載があります）  （https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance\_basicbenefit.html）について、詳しくはＨＰをご覧ください。  その他、詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。 |

＜事業主向けＱ＆Ａ回答＞

1. 激甚災害法の雇用保険の特例（休業する場合の特例）

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ１ | ・　令和元年台風第19号による災害が激甚災害の指定を受けましたが、従業員が「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）を受けるために、事業主はどのような手続を行わなければならないのですか。 |
| Ａ１ | 激甚災害法の指定を受けた地域の事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、労働者が休業を余儀なくされた時は、その労働者の休業開始日からから30日以内に「雇用保険被保険者休業証明書」を事業所管轄のハローワークに提出することが必要となります。  ただし、30日以内に事業所管轄のハローワークへの提出が困難な場合には、30日を経過しても提出を行うことができますので、速やかに手続を行っていただくようお願いします。  ハローワークにおいては、提出された「雇用保険被保険者休業証明書」をもとに、内容を確認した上で、「雇用保険被保険者休業票－１」及び「雇用保険被保険者休業票－２」をお渡ししますので、当該書類を休業された労働者にお渡ししていただくようお願いします。  ※ただし、当該特例は激甚災害発生以後に休業又は廃止した場合に適用となります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ２ | ・　「雇用保険被保険者休業証明書」は、どこで入手ができますか。 |
| Ａ２ | 「雇用保険被保険者休業証明書」は、「雇用被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」を用いて作成します。それぞれの書類の余白に「休業」（赤色）と表示をした上で、離職理由欄などに斜線を引いていただき、事業所管轄のハローワークに届け出ていただくこととなります。  なお、当該書類は、ハローワークにて配布しています。  また、「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙は、インターネット（※）でダウンロードすることができます。  ※　ハローワークインターネットサービスに「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙を掲載しています。「雇用保険被保険者離職証明書」は３枚複写のためハローワークインターネットサービスに掲載しておらず、ハローワークでの配布となります。  <https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?screenId=600000&action=initDisp>  　　なお、記載例についてはこちらを参照してください。  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000134526\_00001.html |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ３ | ・　「雇用保険被保険者休業証明書」の提出にあたっては、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類なども提出する必要があるのですか。  また、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類が用意できない場合には、手続を行うことはできないのですか。 |
| Ａ３ | 「雇用保険被保険者休業証明書」の提出にあたっては、賃金額を証明できる書類の提出は不要ですが、ハローワークにおいては必要に応じて、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類を確認させていただく場合があります。  また、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類がない場合であっても、手続を進めることができますので、まずは、ハローワークにご相談ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ４ | ・　事業所が被災等したため、事業所管轄のハローワークで手続を  行うことが困難なのですが、提出先のハローワークを変更することは可能ですか。  また、本社等が被災等した事業所に代わって、手続を行うことは可能ですか。 |
| Ａ４ | 「雇用保険被保険者休業証明書」の提出先は、原則として、事業所管轄のハローワークになりますが、事業所が被災等により提出が困難な場合には、他のハローワークにおいて手続を行うことができます。  また、本社等が被災した事業所に代わって手続を行うことも可能ですが、その場合には、本社等は被災した事業所名で「雇用保険被保険者休業証明書」を作成し、本社等管轄のハローワークに提出してください（印影は本社等の印影で差し支えありません）。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ５ | ・　「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）の対象となる事業所は、激甚災害法の指定を受けた地域にある事業所が事業を休業・廃止している場合に限られるのですか。 |
| Ａ５ | 「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業した場合の特例）は、激甚災害法の指定を受けた地域に所在し、災害を受けたことにより、休止・廃止した事業所に雇用される労働者が対象になります。  また、事業所が激甚災害法の指定を受けた地域外にあったとしても、労働者が激甚災害法の指定を受けた地域にある就業場所で就労している場合には、当該就労場所が災害を受けたことにより、休止・廃止した場合には、雇用保険の特例の対象になります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ６ | ・　激甚災害法の指定を受けた地域にある本社が令和元年台風第19号により休業し、激甚災害法の指定を受けていない地域にある支店が（災害の影響は受けていないものの）本社が休業したことにより休業するに至った場合、支店の従業員は「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）の対象となりますか。 |
| Ａ６ | 激甚災害法の指定を受けた地域外にある支店の休業は、雇用保険の特例の対象となりません。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ７ | ・　労働者派遣事業を行っている事業所について、派遣元事業所は令和元年台風第19号の影響を受けなかったものの、激甚災害法の指定を受けた地域にある「派遣先事業所」が仕事ができなくなりましたが、「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）の対象となりますか。 |
| Ａ７ | 労働者が実際に就業している場所である激甚災害法の指定を受けた地域の「派遣先事業所」が災害を受けたため休止・廃止したことにより、労働者派遣事業として休廃業せざるを得なくなってしまった場合には、特例の対象となります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ８ | ・　事業所の一部が令和元年台風第19号により休業したが、休業した労働者は全員ではなく、一部の労働者であった場合には、「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）の対象となりますか。 |
| Ａ８ | 事業所の一部の労働者の方だけを休業させる場合でも、その一部の従業員の方は「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）の対象となります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ９ | ・　「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）について、令和元年台風第19号により休業した場合に雇用保険の基本手当が支給されますが、この「休業開始日」はいつになりますか。 |
| Ａ９ | 実際に休業を開始した日（賃金が支払われなくなる日）が休業開始日となります。（例えば、令和元年10月13日に令和元年台風第19号のため営業停止となった場合について、営業停止当日の一部賃金は支払われ、翌日以後賃金が支払われないこととなった場合には、翌日（令和元年10月14日）が休業開始日となります。） |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ10 | ・　普段電子申請を利用しており、「雇用保険被保険者休業証明書」も電子申請で提出したいのですが。 |
| Ａ10 | 電子申請でも提出が可能です。  具体的な申請の手順はe-Govに掲載しています。  【雇用保険】「雇用保険被保険者休業証明書」の電子申請について［厚生労働省］  <https://www.e-gov.go.jp/shinsei/news/mhlw/info/20191031191710.html> |

1. 災害救助法の雇用保険の特別措置（一時的に離職する場合の特別措置）

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ11 | ・　従業員が「災害救助法の雇用保険の特別措置」（一時的に離職する  場合の特別措置）を受けるためには、どのような書類が必要ですか。 |
| Ａ11 | 事業主は、「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」を事業所管轄のハローワークに提出していただくこととなりますが、これらの用紙はハローワークで配布しておりますので、まずはハローワークに御相談してください。  なお、休業前における賃金支払状況など提出書類の記載内容が確認できる書類があれば、手続を速やかに進めることができますが、確認できる書類が全くない場合でも、本人の申出等で手続を進めていただくことができますので、まずは、ハローワークに相談してください。  また、当該書類は、ハローワークにて配布していますが、「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙は、インターネット（※）でダウンロードすることができます。  ※　ハローワークインターネットサービスに「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙を掲載しています。「雇用保険被保険者離職証明書」は３枚複写のためハローワークインターネットサービスに掲載しておらず、ハローワークでの配布となります。  <https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?screenId=600000&action=initDisp> |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ12 | ・　「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄するハローワーク」に行くことが必要なのでしょうか。 |
| Ａ12 | 書類の提出先は、原則として、対象となる事業所を管轄するハローワークになりますが、事業主の方が事業所とは別の場所に避難している場合などは、事業所を管轄するハローワーク以外のハローワークに提出できます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ13 | ・　激甚災害法の指定を受けた地域以外は、「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）及び「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置（一時的に離職する場合の特別措置）」の対象にはならないのでしょうか。 |
| Ａ13 | 「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）は、令和元年台風第19号に伴い、激甚災害法の指定を受けた地域の事業所で勤務していた方が対象になります。  「災害救助法の雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）は、令和元年台風第19号に係る災害救助法の適用日以降に災害救助法の適用地域の事業所で勤務していた方が対象となりますが、加えて、激甚災害法の指定を受けた地域に隣接する市町村等にある事業所も対象となる場合がありますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。  なお、いずれの特例措置も、労働者が雇用されている事業所は対象地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が対象地域内の場合は利用できます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ14 | ・　短期間でも、「激甚災害法の雇用保険の特例」（休業する場合の特例）又は「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）を利用できますか。  また、労働者に説明することはありますか。 |
| Ａ14 | 短期間であっても制度は利用できますが、本特例措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、労働者の方に必ずお伝えください。  このため、本特例措置制度を利用後、再び離職された場合は、本特例措置制度を利用後から離職の日以前２年間に12か月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特例措置制度を利用後から離職の日以前１年間に６か月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合がある他、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が５年間必要）、「育児休業給付」（被保険者期間が１年間必要）及び「介護休業給付」（被保険者期間が１年間必要）等の受給にも影響が出る場合があります。 |